

## 高知大学全学教育機構会議規則

平成 20 年 3 月 26 日  
規 則 第 71 号

最終改正 平成 30 年 3 月 22 日規則第 78 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高知大学全学教育機構規則（以下「機構規則」という。）第 5 条第 2 項の規定に基づき、高知大学全学教育機構会議（以下「機構会議」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第 2 条 機構会議は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 全学教育機構の組織及び運営に関する事項
- (2) 学部及び研究科の教育課程の実施に関する事項
- (3) 教育担当組織への教員の配置に関する事項
- (4) 教育に係る教員人事に関する事項
- (5) 教育予算に関する事項
- (6) 学生支援に関する事項
- (7) 教育の内部質保証に関する事項
- (8) 教育内容改善のための組織的な研修に関する事項
- (9) その他教育の実施に関する重要な事項

(組織)

第 3 条 機構会議の委員は、機構規則第 3 条に規定する全学教育機構の構成員をもって組織する。

(議長)

第 4 条 機構会議に、議長を置く。

- 2 議長は、全学教育機構長をもって充てる。
- 3 議長に事故あるときは、議長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(招集)

第 5 条 機構会議は、議長がこれを招集する。

- 2 議長は、必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(議事)

第6条 機構会議は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 機構規則第3条第4号及び第6号に掲げる委員が都合により出席できない場合は、代理出席を認めるものとする。ただし、同規則同条第4号及び第6号を兼ねる委員の代理出席者は1人とする。

3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(委員会)

第7条 機構会議に専門的事項を協議するために、委員会を置くことができる。

2 委員会に関する事項は、別に定める。

(幹事)

第8条 機構会議の運営を補佐するため、幹事を置く。

2 幹事は、学務部の各課長をもって充てる。

(事務)

第9条 機構会議の事務は、学務部学務課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、機構会議の運営に関し必要な事項は、機構会議において定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日規則第87号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年1月23日規則第64号)

この規則は、平成25年1月23日から施行する。

附 則 (平成27年3月25日規則第137号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月22日規則第78号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。